

## 【資料1】中学校期における新たなスポーツ・文化活動環境イメージ案について

第1回検討協議会では、当市における新たなスポーツ・文化活動環境についてのイメージを共有した上でアンケートを実施しなければ、適切な結果（児童生徒・保護者、教職員の思いを適切に捉えた結果）が得られないのではないか、との意見があがった。

これを踏まえ、検討協議会として想定しているイメージを提示した上で、アンケート実施を提案したい。

### <当市における新たなスポーツ・文化活動環境イメージ（案）>

#### 【全体的なこと】

- ・将来的に中学校における学校部活動は行わず、新たなスポーツ・文化活動環境への移行を進める。
- ・まずは、学校部活動は、平日（土日祝以外）のみ行うこととし、休日（土日祝）は基本的に行わないこととする。長期休業期間中も同様とする。
- ・ただし、移行期であるため、中学校体育連盟が主催する夏季・秋季・冬季大会に学校部活動から出場する場合、校長が認める場合に限り、3週間前から休日の練習試合を可とする。

『新たなスポーツ・文化活動環境（案）』とは・・・

既存の総合型スポーツクラブ、クラブチーム、民間事業者等によるスポーツ・文化芸術活動

+

地域クラブ活動（社会教育の一環として、学校部活動の受け皿として、新たに学校以外の運営団体が担う活動）

- ・活動内容は、それぞれの地域クラブ活動ごとに設定する。
- ・生徒の募集範囲は、学区内、隣接学区内、市内全域等、地域クラブ活動ごとに設定する。
- ・活動場所等は、原則として、学校施設を活用できるものとする。

#### ～大会・コンクール等への参加について～

大会・コンクール等の参加にあたっては、主催する各団体が定める参加資格が満たされれば、新たなスポーツ・文化活動環境での活動から出場することも学校部活動から出場することもできるものとする。ただし、学校部活動から出場できる休日の大会・コンクール等は、中体連、中文連、吹奏楽連盟等が主催する大会に限る。

### 【生徒の参加に関すること】

- ・生徒は、休日、地域クラブ活動に参加することができる。
- ・休日の地域クラブ活動等への参加は、任意とする。  
(地域クラブ活動には参加せず、休養に努める、学業に努める、趣味に興じる、既存の総合型スポーツクラブ、クラブチーム、民間事業者等によるスポーツ・文化芸術活動に参加する等、いずれも可)
- ・休日の地域クラブ活動に参加する場合、参加する団体や種目は、受け皿となる団体が受入可能な範囲で自由に選択することができる。  
(学校部活動と同じ種目を選択してさらなる技術向上を図る、学校部活動とは異なる種目を選択して新しいことや興味関心があるものに取り組んでみる等、いずれも可)
- ・地域クラブ活動の会費や活動に要する経費は、基本的に参加する生徒の保護者が負担する。
- ・活動場所への移動については、保護者の送迎等により現地集合解散を基本とする。
- ・学校で加入している日本スポーツ振興センターの保険とは別に、地域クラブ活動に対応する傷害保険、個人賠償責任保険等に加入する(例、スポーツ安全保険)。

### 【教職員や地域クラブ活動の指導者に関すること】

- ・国が示している学校の働き方改革の観点から、教職員は、原則として、休日の地域クラブ活動に従事しないものとする。ただし、休日の指導を希望する教職員は、地域クラブ活動等の運営団体に新たに所属し、新たな運営団体の管理・監督のもと、地域クラブ活動等の指導者として指導に携わることができる。
- ・地域クラブ活動等の指導者へ、運営団体から報酬を支払うものとする。報酬については、各運営団体が設定する。
- ・休日の指導を希望する教職員は、兼職兼業の許可を市教育委員会から得ることとする。

## 【資料2】アンケート案について

新たなスポーツ・文化活動環境における活動のニーズ等を把握するため、次によりアンケートを実施する。なお、アンケート結果については公表するとともに、今後の検討協議会における協議の参考として活用する。

### ＜当市における新たなスポーツ・文化活動環境に係るアンケート＞

#### 【児童生徒及び保護者用】

- ・ 対 象 … 八戸市立各小・中学校 児童生徒（令和5年度小5、小6、中1）  
及び当該児童生徒の保護者  
（家庭内で話題にさせていただきながら回答いただくことを想定する。）
- ・ 実施方法 … Google Forms を用いた入力フォームにより実施
- ・ 回答期限 … 令和5年10月13日（金）

#### 【教職員用】

- ・ 対 象 … 八戸市立各中学校 教職員
- ・ 実施方法 … Google Forms を用いた入力フォームにより実施
- ・ 回答期限 … 令和5年10月13日（金）

#### 【アンケート結果の取扱い】

- ・ 第3回八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会（令和5年11月21日（火）開催予定）の資料とし、市ホームページ上で公表する。

令和5年10月\*日

八戸市立各小・中学校 児童生徒及び保護者 様

八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会

## 当市における新たなスポーツ・文化活動環境に係るアンケートについて（依頼）

スポーツ庁及び文化庁は、令和4年12月、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の中で、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から3年間を改革推進期間と位置付けて支援するとともに、各都道府県及び市区町村においては、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めることとしております。

これを受け、当市においても、現在、休日の中学校部活動の段階的な地域移行を円滑に行うための新たなスポーツ・文化活動環境について協議しているところであり、令和7年度以降、移行可能な団体・種目等から順次移行していくことを想定しております。

ついては、今後の協議の参考資料とするため、皆様にアンケートを実施しますので、趣旨を御理解の上、御協力くださいますようお願いいたします。

なお、本アンケートへの回答結果は、集計データとしてのみ使用、公表し、個人ごとの回答については、使用、公表されることはありません。

### <当市における新たなスポーツ・文化活動環境イメージ（案）>

#### 【全体的なこと】

- ・将来的に中学校における学校部活動は行わず、新たなスポーツ・文化活動環境への移行を進める。
- ・まずは、学校部活動は、平日（土日祝以外）のみ行うこととし、休日（土日祝）は基本的に行わないこととする。長期休業期間中も同様とする。
- ・ただし、移行期であるため、中学校体育連盟が主催する夏季・秋季・冬季大会に学校部活動から出場する場合、校長が認める場合に限り、3週間前から休日の練習試合を可とする。

『新たなスポーツ・文化活動環境（案）』とは・・・

既存の総合型スポーツクラブ、クラブチーム、民間事業者等によるスポーツ・文化芸術活動

+

地域クラブ活動（社会教育の一環として、学校部活動の受け皿として、新たに学校以外の運営団体が担う活動）

- ・活動内容は、それぞれの地域クラブ活動ごとに設定する。
- ・生徒の募集範囲は、学区内、隣接学区内、市内全域等、地域クラブ活動ごとに設定する。
- ・活動場所等は、原則として、学校施設を活用できるものとする。

～大会・コンクール等への参加について～

大会・コンクール等の参加にあたっては、主催する各団体が定める参加資格が満たされれば、新たなスポーツ・文化活動環境での活動から出場することも学校部活動から出場することもできるものとする。ただし、学校部活動から出場できる休日の大会・コンクール等は、中体連、中文連、吹奏楽連盟等が主催する大会に限る。

< 当市における新たなスポーツ・文化活動環境イメージ(案) >

【生徒の参加に関すること】

- ・生徒は、休日、地域クラブ活動に参加することができる。
- ・休日の地域クラブ活動等への参加は、任意とする。  
(地域クラブ活動には参加せず、休養に努める、学業に努める、趣味に興じる、既存の総合型スポーツクラブ、クラブチーム、民間事業者等によるスポーツ・文化芸術活動に参加する等、いずれも可)
- ・休日の地域クラブ活動に参加する場合、参加する団体や種目は、受け皿となる団体が受入可能な範囲で自由に選択することができる。  
(学校部活動と同じ種目を選択してさらなる技術向上を図る、学校部活動とは異なる種目を選択して新しいことや興味関心があるものに取り組んでみる等、いずれも可)
- ・地域クラブ活動の会費や活動に要する経費は、基本的に参加する生徒の保護者が負担する。
- ・活動場所への移動については、保護者の送迎等により現地集合解散を基本とする。
- ・学校で加入している日本スポーツ振興センターの保険とは別に、地域クラブ活動に対応する傷害保険、個人賠償責任保険等に加入する(例. スポーツ安全保険)。

【(参考) 教職員や地域クラブ活動の指導者に関すること】

- ・国が示している学校の働き方改革の観点から、教職員は、原則として、休日の地域クラブ活動に従事しないものとする。ただし、休日の指導を希望する教職員は、地域クラブ活動等の運営団体に新たに所属し、新たな運営団体の管理・監督のもと、地域クラブ活動等の指導者として指導に携わることができる。
- ・地域クラブ活動等の指導者へ、運営団体から報酬を支払うものとする。報酬については、各運営団体が設定する。
- ・休日の指導を希望する教職員は、兼職兼業の許可を市教育委員会から得ることとする。

1. アンケートの対象 八戸市立各小・中学校 児童生徒(令和5年度小5、小6、中1)  
及び当該児童生徒の保護者

(御家庭内で話題にいただきながら御回答ください。)

2. 回答期限 令和5年10月13日(金)

3. 回答方法 Google Forms を用いた入力フォームから回答

入力フォーム URL

QR コード

【事務局】

八戸市教育委員会 学校教育課  
TEL 0178-43-9153

<アンケート（児童生徒及び保護者用）>

～児童生徒の皆さんへ～

中学校ではこれまで、毎日の授業が終わった後の放課後や休日に、「部活動」として、自分が希望するスポーツや文化活動に取り組む活動を、学校の先生方等の指導により実施してきました。

この活動の実施方法を、現在変えていくことを考えています。具体的には、平日（土日祝以外）はこれまでどおり学校の「部活動」を行いますが、休日（土日祝）は学校の「部活動」は行わず、「地域クラブ活動」を行うことを考えています。長期休業期間中も同様です。

「地域クラブ活動」とは、スポーツ・文化活動に関係する様々な団体の指導者、地域の方々、大学生等の指導により活動を行うもので、在籍している学校や、平日の部活動の種目に関係なく参加することができる活動です。また、「地域クラブ活動」へ参加するかしないかは、児童生徒の皆さんの判断に任せられており、必ずしも参加しなければならないというものではありません。

これにより、学校の先生方だけではない、多くの方々から皆さんのいいところを見つけてもらうとともに、皆さんの成長を見守ることができるのではないかと考えています。

このことについて、あなたの考えを教えてください。

なお、回答するときには、保護者とも話題にしながら一緒に考え、回答するようにお願いします。

○児童生徒の皆さんへの質問です。

問1. 現在の学校を選択してください。

- ① 八戸小 ～ ⑥ 島守中

問2. 現在の学年を選択してください。

- ① 小5 ② 小6 ③ 中1

問3. あなたは、休日（土日祝）の「地域クラブ活動」に参加したいと思いますか？

- ① 参加したいと思う  
② 参加したいとは思わない（既に活動している習いごとやクラブチーム等がある場合を含む）

問4. （問3. で「① 参加したいと思う」を選択した場合のみ回答）

休日の「地域クラブ活動」で参加したい種目は何ですか？（複数回答可）

- ① 陸上競技 ② 水泳 ③ バasketボール ④ サッカー  
⑤ 軟式野球 ⑥ バレーボール ⑦ ソフトテニス ⑧ 卓球



- ① 送迎が必要な場合でも、参加させたいと思う
- ② 送迎場所や頻度によって、参加させるかどうかを検討すると思う
- ③ 送迎が必要な場合は、参加させるのは難しいと思う

問4. (問1. で「② 参加させたいとは思わない」を選択した場合のみ回答)  
参加させたいとは思わない理由は何ですか？(複数回答可)

- ① 休日は、休養したり、勉強に励んだり、趣味に興じたりと、自由に過ごしてほしいから
- ② 既に個人で活動している習いごとやクラブチーム等があるから
- ③ 「地域クラブ活動」は、学校の活動ではないから
- ④ 「地域クラブ活動」では、どんな活動をするのか分からないから
- ⑤ 金銭的な負担が心配だから
- ⑥ 送迎等に係る負担が心配だから
- ⑦ その他 ( )

問5. 当市における新たなスポーツ・文化活動環境(休日の中学校部活動の地域移行)について、御意見がある場合は入力をお願いします。

令和5年10月\*日

八戸市立各中学校教職員 様

八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会

## 当市における新たなスポーツ・文化活動環境に係るアンケートについて（依頼）

スポーツ庁及び文化庁は、令和4年12月、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の中で、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から3年間を改革推進期間と位置付けて支援するとともに、各都道府県及び市区町村においては、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めることとしております。

これを受け、当市においても、現在、休日の中学校部活動の段階的な地域移行を円滑に行うための新たなスポーツ・文化活動環境について協議しているところであり、令和7年度以降、移行可能な団体・種目等から順次移行していくことを想定しております。

ついては、今後の協議の参考資料とするため、皆様にアンケートを実施しますので、趣旨を御理解の上、御協力くださいますようお願いいたします。

なお、本アンケートへの回答結果は、集計データとしてのみ使用、公表し、個人ごとの回答については、使用、公表されることはありません。

### < 当市における新たなスポーツ・文化活動環境イメージ（案） >

#### 【全体的なこと】

- ・将来的に中学校における学校部活動は行わず、新たなスポーツ・文化活動環境への移行を進める。
- ・まずは、学校部活動は、平日（土日祝以外）のみ行うこととし、休日（土日祝）は基本的に行わないこととする。長期休業期間中も同様とする。
- ・ただし、移行期であるため、中学校体育連盟が主催する夏季・秋季・冬季大会に学校部活動から出場する場合、校長が認める場合に限り、3週間前から休日の練習試合を可とする。

『新たなスポーツ・文化活動環境（案）』とは・・・

既存の総合型スポーツクラブ、クラブチーム、民間事業者等によるスポーツ・文化芸術活動

+

地域クラブ活動（社会教育の一環として、学校部活動の受け皿として、新たに学校以外の運営団体が担う活動）

- ・活動内容は、それぞれの地域クラブ活動ごとに設定する。
- ・生徒の募集範囲は、学区内、隣接学区内、市内全域等、地域クラブ活動ごとに設定する。
- ・活動場所等は、原則として、学校施設を活用できるものとする。

～大会・コンクール等への参加について～

大会・コンクール等の参加にあたっては、主催する各団体が定める参加資格が満たされれば、新たなスポーツ・文化活動環境での活動から出場することも学校部活動から出場することもできるものとする。ただし、学校部活動から出場できる休日の大会・コンクール等は、中体連、中文連、吹奏楽連盟等が主催する大会に限る。

< 当市における新たなスポーツ・文化活動環境イメージ(案) >

【生徒の参加に関すること】

- ・生徒は、休日、地域クラブ活動に参加することができる。
- ・休日の地域クラブ活動等への参加は、任意とする。  
(地域クラブ活動には参加せず、休養に努める、学業に努める、趣味に興じる、既存の総合型スポーツクラブ、クラブチーム、民間事業者等によるスポーツ・文化芸術活動に参加する等、いずれも可)
- ・休日の地域クラブ活動に参加する場合、参加する団体や種目は、受け皿となる団体が受入可能な範囲で自由に選択することができる。  
(学校部活動と同じ種目を選択してさらなる技術向上を図る、学校部活動とは異なる種目を選択して新しいことや興味関心があるものに取り組んでみる等、いずれも可)
- ・地域クラブ活動の会費や活動に要する経費は、基本的に参加する生徒の保護者が負担する。
- ・活動場所への移動については、保護者の送迎等により現地集合解散を基本とする。
- ・学校で加入している日本スポーツ振興センターの保険とは別に、地域クラブ活動に対応する傷害保険、個人賠償責任保険等に加入する(例. スポーツ安全保険)。

【教職員や地域クラブ活動の指導者に関すること】

- ・国が示している学校の働き方改革の観点から、教職員は、原則として、休日の地域クラブ活動に従事しないものとする。ただし、休日の指導を希望する教職員は、地域クラブ活動等の運営団体に新たに所属し、新たな運営団体の管理・監督のもと、地域クラブ活動等の指導者として指導に携わることができる。
- ・地域クラブ活動等の指導者へ、運営団体から報酬を支払うものとする。報酬については、各運営団体が設定する。
- ・休日の指導を希望する教職員は、兼職兼業の許可を市教育委員会から得ることとする。

- |             |                             |
|-------------|-----------------------------|
| 1. アンケートの対象 | 八戸市立各中学校 教職員                |
| 2. 回答期限     | 令和5年10月13日(金)               |
| 3. 回答方法     | Google Forms を用いた入力フォームから回答 |

入力フォーム URL

QR コード

【事務局】

八戸市教育委員会 学校教育課  
TEL 0178-43-9153

<アンケート(教職員用)>

問1. あなたの年齢を選択してください。

- ① 10代または20代      ② 30代      ③ 40代  
④ 50代      ⑤ 60代以上

問2. あなたの性別を選択してください。

- ① 男性  
② 女性  
③ 回答しない

問3. 休日の「地域クラブ活動等」の指導は、兼職兼業の手続きにより、指導を希望する教職員も、「地域クラブ活動等」の運営団体に所属する指導者として、運営団体の管理・監督のもと、指導に携わることができることを想定しております。あなたは、休日の「地域クラブ活動等」の指導を希望しますか？

- ① 希望する  
② 条件によっては希望する  
③ 希望しない

問4. (問3. で「② 条件によっては希望する」を選択した場合のみ回答)  
重視する条件は何ですか？(複数回答可)

- ① 勤務校における勤務状況(時間外在校等時間の状況など)  
② 活動場所      ③ 報酬      ④ 参加する生徒(勤務校の生徒の有無など)  
⑤ 他の指導者(他の指導者の有無など)  
⑥ その他( )

問5. (問3. で「① 希望する」「② 諸条件により希望する」を選択した場合のみ回答)  
指導を希望する休日の「地域クラブ活動等」の種目は何ですか？(複数回答可)

- ① 陸上競技      ② 水泳      ③ バasketボール      ④ サッカー  
⑤ 軟式野球      ⑥ バレーボール      ⑦ ソフトテニス      ⑧ 卓球  
⑨ バドミントン      ⑩ ソフトボール      ⑪ 柔道      ⑫ 剣道  
⑬ 体操・新体操      ⑭ スピードスケート      ⑮ アイスホッケー  
⑯ レスリング      ⑰ ボルダリング  
⑱ 合唱      ⑲ 吹奏楽      ⑳ 美術      ㉑ 郷土芸能( )  
㉒ その他( )

問6. 当市における新たなスポーツ・文化活動環境(休日の中学校部活動の地域移行)について、御意見がある場合は入力をお願いします。

## 【参考資料】部活動指導員について

### 1 目的

市立中学校に部活動指導員を配置し、指導体制の充実及び質的向上を図るとともに、教職員の負担軽減を推進することにより、適切な部活動運営に向けた環境づくりを行う。

### 2 事業内容

#### (1) 任用

校長の推薦を受けたものに対し書類・面接による選考を実施し、部活動指導員(会計年度任用職員)として任用する。任用期間は、1会計年度以内とする。

#### (2) 職務

##### ① 校長の監督を受け、次に定める職務を行う。

- ・実技指導
- ・安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ・学校外での活動(大会・練習試合等)の引率
- ・用具・施設の点検・管理
- ・部活動の管理運営
- ・保護者等への連絡
- ・年間・月間指導計画の作成
- ・生徒指導に係る対応
- ・事故発生時の現場対応
- ・その他所属長が指定する業務

※部活動に指導員を置く場合、顧問教員か担当教員をつける。また、指導員が顧問を務めている部活動で、顧問教員が上記の職務を行うことを妨げるものではない。

##### ② 大会等における単独での引率・監督が可能な範囲

- ・部活動指導員としての引率・監督は、原則として市内及び近隣市町村の範囲(別紙参照)内とする。範囲外の引率・監督については、事前に学校教育課へ相談すること(詳細は、任用通知書交付式後の事業説明を参照のこと)。
- ・部活動指導員による監督が大会規定等により認められている場合、監督は可である。(校長・顧問または当該部活動を担当する教職員の帯同の有無は問わない。)

#### (3) 勤務条件

| 項目    | 勤務条件  |
|-------|---|
| 対象    | 運動部活動   |
| 任用期間  | 6月1日～翌年2月28日(閏年は2月29日)                                    |
| 報酬    | 勤務1時間当たり1,600円  |
| 勤務時間  | 年間150時間を超えない範囲で、校長が定める。<br>※国のガイドラインを遵守することが前提            |
| 研修    | 任用前と任用期間中に研修を受ける。   |
| 補償    | 労働者災害補償保険の適用を受ける。   |
| 服務    | 服務上の義務が発生し、違反の場合は懲戒の対象になり得る。<br>※「営利企業等の従事制限」を除く。(公務員は不可) |
| 条件付採用 | 1か月(1か月の勤務日が15日に満たない場合は、15日を過ぎた日)                         |

### 3 任用状況

令和4年度 8中学校にそれぞれ1名配置

(野球2名、サッカー2名、バスケ2名、剣道2名)

令和5年度 8中学校にそれぞれ1名、1中学校に2名配置

(陸上競技1名、野球1名、サッカー2名、バスケ2名、剣道3名、アイスホッケー1名)